

3号随意契約見積参加者選考調書

下記の役務契約（物品の購入）に係る見積の参加者の案は、次のとおりとする。

令和6年2月7日

被指名者選考委員会

委員長 ウェルネス推進担当部長 西村 達也



出席委員

健康企画課長 関 弘司

医療政策課長 高田 誉之

感染症総合対策課長 葛岡 修二

医療対策室管理課長 木田 敏郎

(1) 物 品 又 は 役 務 の 名 称 及 び 数 量	里塚斎場待合棟給茶業務
(2) 契 約 の 締 結 を 予 定 す る 時 期	令和6年3月
(3) 随 意 契 約 を 行 う 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から提供を受ける役務については、同団体を契約の相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約といたしたい。
(4) 見 積 参 加 者 選 定 基 準	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体
(5) 見 積 参 加 者 名	公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
(6) 申 請 方 法 及 び 契 約 の 相 手 方 の 決 定 方 法	

※ (6)は、契約の相手方を公募のうえ決定するときに、申請方法及び契約の相手方の決定方法を記入します。この場合、(4)見積参加者選定基準欄には、見積参加者(申請者)の条件を記入してください。